

## 副業・兼業人材活用促進事業補助金交付要綱

### (目的)

第1条 石川県人材確保・定住推進機構（以下「機構」という。）は、副業・兼業人材活用による県内企業の経営課題解決を支援するため、副業・兼業人材の活用に係る費用を県内企業が負担した場合に、その費用について、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付等に関しては、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）によるほか、この要綱で定めるところによる。

### (定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、それぞれ以下の各号に定めるとおりとする。

- 一 「副業・兼業人材」とは、地域企業の経営力向上・競争力強化に資するスキルを持ったプロフェッショナル人材であり、地域企業の経営課題解決のため、業務委託契約に基づき、企業の業務に従事する人材をいう。
- 二 「県内企業」とは、石川県内に事務所又は事業所を有する事業者（個人事業主を含む。）をいう。
- 三 「能登応援副業社員」とは、令和6年能登半島地震等の被害を受けた事業者が抱える複雑高度な経営課題の解決を支援するため、オンラインに加え、現地滞在型で業務を行う副業・兼業人材を指す。

### (補助対象者)

第3条 補助対象者は、副業・兼業人材を活用する県内企業のうち、以下のすべてを満たす者とする。

- 一 石川県プロフェッショナル人材戦略拠点（機構が副業・兼業人材活用支援事業について委託する金融機関又は人材紹介会社を含む。）を通して副業・兼業人材とマッチングした企業であること。
- 二 過去に石川県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、副業・兼業人材を活用したことがない企業であること。
- 三 官公庁等ではないこと（第三セクターのうち、出資金が10億円未満の法人又は地方公共団体から補助を受けている法人を除く）。
- 四 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する風俗営業、接待飲食等営業、性風俗関連特殊営業及びこれらに類する業を営む者でないこと。
- 五 県税、消費税及び地方消費税の滞納がないこと。
- 六 役員等が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）でないこと。
- 七 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していないこと。

- 八 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしていないこと。
- 九 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していないこと。
- 十 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していないこと。
- 十一 申請内容の審査に必要な書類等を整備・保管し、機構による実地調査・検査の受け入れに協力すること。

(副業・兼業人材との契約締結日等)

第4条 補助金の交付を受けようとする者と副業・兼業人材の契約締結日等は以下のとおりとしなければならない。

契約締結日	4月1日から翌年2月末日のいずれかの日
契約期間	1ヵ月以上6ヵ月以内
契約期間の初日	契約締結日が属する年度の4月1日から3月1日までのいずれかの日
契約期間の末日	①、②のいずれか早い日 ①契約期間の初日から6ヵ月を経過する日までのいずれかの日 ②契約期間の初日が属する年度の3月末日
契約の相手方	個人（副業・兼業人材の所属する法人との契約不可）

2 補助金の交付を受けようとする者が、当該副業・兼業人材が契約を締結している人材紹介会社と契約を締結する場合も、前項と同様（契約の相手方を除く）の取扱いとする。

(補助対象経費及び補助額)

第5条 補助金交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は補助事業に要する経費（消費税及び地方消費税は除く）であって、以下の補助対象経費の欄に掲げる経費とする。補助金の額は、以下の補助金額の欄に掲げる金額とする。

補助対象経費	補助額
①人材紹介会社へ支払う 紹介手数料	左の補助対象経費合算額の8割（千円未満切り捨て）を補助額とする。なお、補助上限額は1社あたり45万円とする。
②副業・兼業人材へ支払う 報酬（1人分のみ）	

2 能登6市町（珠洲市、輪島市、能登町、七尾市、穴水町、志賀町）に立地する県内企業については、希望に応じ、能登応援副業社員として副業・兼業人材を活用できるものとし、前項に定める経費に加えて、能登応援副業社員の活用に必要な以下の経費（消費税及び地方消費税は除く）も補助対象とする。

補助対象経費	補助額
①副業・兼業人材へ支払う能登6市町への訪問に必要な交通費	交通費、宿泊費の実費（千円未満切り捨て）と別添の上限額を比較して少ない額を補助対象経費として8割（千円未満切り捨て）を補助額とする。
②副業・兼業人材へ支払う能登6市町への訪問に必要な宿泊費	なお、交通費・宿泊費の補助総額の上限額は1社あたり40万円とする。

3 前二項については、契約期間の初日が属する年度内に企業が負担する経費に対して、補助を行う。

#### （補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者は、契約期間の初日の前日までに補助金交付申請書（別記様式第1号）を機構に提出しなければならない。

2 前項の申請書には、次に掲げる事項を確認できる書類を添付しなければならない。

- (1) 副業・兼業人材との契約内容の予定（契約締結日、契約期間、副業・兼業人材に支払う報酬、委託する業務の内容等）
- (2) 能登応援副業社員として副業・兼業人材を活用する県内企業は、当該人材が交付申請企業の事務所内で業務に従事する月ごとの日数、当該人材の居住地、当該人材の居住地から交付申請企業の事業所までの交通手段等の予定を記載した積算書（別記様式第2号）
- (3) 過去に石川県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して、副業・兼業人材を活用したことがないことの誓約書（別記様式第3号）

#### （補助金の交付決定）

第7条 機構は、補助金の交付の申請があったときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、補助金の交付決定を行うものとする。

2 機構は、補助金の交付決定をしたときは、遅滞なく補助金交付決定通知書（別記様式第4号）により補助金の交付の申請を行った者に通知するものとする。

#### （補助金の変更交付申請・実績報告）

第8条 補助事業者は、副業・兼業人材との契約が終了した月の翌月末又は契約期間の初日が属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、交付決定額から変更がある場合は、補助金変更交付申請兼実績報告書（別記様式第5号）、交付決定額に変更がない場合は、補助金実績報告書（別記様式第6号）を機構に提出しなければならない。

2 前項の報告書には、次に掲げる事項を確認できる書類を添付しなければならない。

- (1) 副業・兼業人材との契約結果（契約締結日、契約期間、副業・兼業人材に支払う報酬、委託する業務の内容等）
- (2) 能登応援副業社員として副業・兼業人材を活用する補助事業者は、当該人材が補助事

業者の事務所内で業務に従事する月ごとの日数、当該人材の居住地、当該人材の居住地から補助事業者の事務所までの交通手段等の結果を記載した積算書（別記様式第2号）及び領収書等

（補助金の変更交付決定・額の確定）

第9条 機構は、前条の報告書を受領したときは、その内容を審査し、相当と認めるときは、交付すべき補助金を変更交付決定並びに額を確定するものとする。

2 機構は、補助金の変更交付決定並びに額の確定をしたときは、遅滞なく補助金額の変更交付決定兼確定通知書（別記様式第7号）又は確定通知書（別記様式第8号）により補助事業者へ通知するものとする。

（補助金の支払）

第10条 補助金の支払は、前条の規定により交付すべき補助金の額を確定した後にこれを行うものとする。ただし、機構が補助金の交付の目的を達成するため必要があると認めるときは、補助額の8割を限度として概算払をすることができる。

（補助金の請求等）

第11条 補助事業者は、補助金の額の確定後、補助金の支払を受けようとするときは、精算払請求書（別記様式第9号）を機構へ提出しなければならない。

2 補助事業者は、補助金の交付決定を受けた後、補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（別記様式第10号）を機構へ提出しなければならない。

3 補助金の確定額が、補助事業者が概算払で受け取った額を下回った場合は、その差額について、別に定める期日までに機構へ返還しなければならない。

（交付決定の取消し）

第12条 機構は、次の各号に該当する場合には、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- 一 補助事業者が、法令、本要綱又はこれらに基づく機構の指示に従わない場合
- 二 補助事業者が、補助事業に関して不正、虚偽、怠慢、その他不適當な行為をした場合
- 三 その他、機構が補助事業者としてふさわしくないと判断した場合
- 四 補助事業者から交付決定の取消又は一部取消にかかる申出があった場合

（補助金の返還）

第13条 機構は、補助事業者に対し、前条により交付決定を取り消した場合は、期限を定めて、既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還を命ずるものとする。

2 補助事業者は前項に基づく返還命令を受けた場合は、機構が定める日までに補助金を返還しなければならない。

(補助金の経理)

第14条 補助事業者は、支出内容を証する書類を整備して、収支簿とともに事業の完了の日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

(立入検査等)

第15条 機構は、補助事業の適正を期すため必要があるときは、補助事業者に対して報告させ、又はその事務所等に立ち入り、帳簿書類等を検査することができる。

(その他)

第16条 この要綱で定めるもののほか、補助金の交付に関し、必要な事項は機構が別に定める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から施行する

## 副業・兼業人材へ支払う交通費、宿泊費の補助対象経費について

## 1 交通費の上限額

副業・兼業人材の居住地に応じて、下記の金額を補助対象経費の上限とする。

往復交通費※	居住地	往復交通費※	居住地
4,000 円	富山県	18,000 円	大阪府、兵庫県
6,000 円	福井県	22,000 円	群馬県、新潟県、和歌山県
14,000 円	岐阜県、滋賀県、京都府	26,000 円	埼玉県、山梨県、静岡県
16,000 円	愛知県、長野県、奈良県	28,000 円	上記以外の都道県

※航空機を利用する場合は、上記に片道 10,000 円を加算した額とする。

## 2 宿泊費の上限額

石川県内の宿泊施設（旅館、ホテル、簡易宿所等）に宿泊したものを対象とし、1泊 20,000 円（消費税及び地方消費税抜きの金額として扱う）を補助対象経費の上限とする。